

## 第四吾嬬小学校PTA 個人情報取扱方法

1

### 第一条 目的

この個人情報取扱方法は、第四吾嬬小学校PTA（以下「本会」という）が取得・保持する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する

### 第二条 指針

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする

### 第三条 周知

本会において取得・保持する個人情報の取り扱いについては、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する

### 第四条 利用目的

2

本会では個人情報を次の目的のために利用する

- (一) 会費請求、管理等のための連絡
- (二) 本会の事業に関する文章等の送付
- (三) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

### 第五条 個人情報の取得

- 一、本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする
  - (一) 氏名
  - (二) 電話番号
  - (三) 住所
  - (四) その他必要とするもので同意を得た事項
- 二、前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする

### 第六条 同意の取り消し

- 一、会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる
- 二、不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならないただし、

名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える

3

## 第七条 管理

- 一、個人情報 は 本会 役員 が 適正 に 管理 する
- 二、不要 となつ た 個人 情報 は、適正 かつ 速やか に 廃棄 する

## 第八条 保管

個人 情報 データ ベース は 紙媒体 は 施錠 保管、電子 データ は ファイル に パスワード を かける など 適切な 状態 で 保管 すること とする

## 第九条 第三者提供の制限

本会 は 次に 挙げる 場合 を 除き、あらかじめ 本人 の 同意 を 得ない で、個人 データ を 第三者 に 提供 して は なら ない

- (一) 法令 に 基づく 場合
- (二) 人の 生命 ・ 身体 また は 財産 の 保護 の ため に 必要 が ある 場合 であつて、本人 の 同意 を 得る こと が 困難 である とき
- (三) 公衆 衛生 の 向上 また は 児童 の 健全 育成 の 推進 の ため に 必要 が ある 場合 であつて、本人 の 同意 を 得る こと が 困難 である とき
- (四) 国 の 機関 もしくは 地方 公共 団体 また は その 委託 を 受けた 者 が、法令 の 定める 事務 を 遂行 する こと に 対して 協力 する 必要 が ある 場合 であつて、本人 の 同意 を 得る こと により 当該 事務 の 遂行 に 支障 を 及ぼす おそれ が ある とき

4

## 第十条 第三者提供に係る記録の作成等

個人 情報 を 第三者 ( 第九条 第一号 から 第四号 の 場合 及び 都 ・ 市役所 ・ 区役所 を 除く ) に 提供 した ときは、次 の 事項 に ついて 記録 を 作成 し 保存 する

- (一) 第三者 の 氏名
- (二) 提供 年月 日
- (三) 提供 する 対象 者 の 氏名
- (四) 提供 する 情報 の 項目
- (五) 対象 者 の 同意 を 得て いる 旨

## 第十一条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者 ( 第九条 第一号 から 第四号 の 場合 及び 都 ・ 市役所 ・ 区役所 を 除く ) から 個人 情報 の 提供 を 受ける ときは、次 の 項目 に ついて 記録 を 作成 し 保存 する

- (一) 第三者 の 氏名 住所
- (二) 第三者 が 個人 情報 を 取得 した 経緯
- (三) 提供 を 受ける 対象 者 の 氏名
- (四) 提供 を 受ける 情報 の 項目
- (五) 対象 者 の 同意 を 得て いる 旨 ( 事業者 で ない 個人 から 提供 を 受ける 場合 は 記録 不要 )

## 第十二条 秘密保持義務

本会員は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする

## 第十三条 情報開示等

本会は本人から、個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

## 第十四条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する

## 第十五条 苦情の処理

本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に、努めなければならない

## 附則

本取扱方法は平成三十年四月二十二日より施行する

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第三条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする